

議案第 5 5 号

ひたちなか市集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定  
について

ひたちなか市集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 1 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

ひたちなか市集会施設設置及び管理条例（平成9年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
田宮原集会所	ひたちなか市田宮原4355番地
殿山町集会所	〃 殿山町一丁目4番15号
原・西十三奉行集会所	〃 阿字ヶ浦町1385番地2
きよみず集会所	〃 平磯町152番地6

付 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

ひたちなか市集会施設設置及び管理条例新旧対照表

旧		新		備考
(名称及び位置) 第2条 集会施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 集会施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置	名称	位置	
小谷金集会所	ひたちなか市小谷金11121番地2	田宮原集会所	ひたちなか市田宮原4355番地	
田宮原集会所	// 田宮原4355番地	殿山町集会所	// 殿山町一丁目4番15号	
殿山町集会所	// 殿山町一丁目4番15号	原・西十三奉行集会所	// 阿字ヶ浦町1385番地2	
原・西十三奉行集会所	// 阿字ヶ浦町1385番地2	きよみず集会所	// 平磯町152番地6	
きよみず集会所	// 平磯町152番地6			